

住宅再建に係る既存制度に追加分の補助が決定

このたび平成24年度から実施している、被災者住宅再建支援事業について追加の支援が決められましたのでお知らせいたします。

この追加分の支援は、既存の制度から対象を拡大して、大規模半壊の被害を受けた賃貸住宅（柳沢の町営住宅や民間アパート等）が解体されないために、既存の補助金を受給することができない世帯も対象としています。

《山田町被災者住宅再建支援事業補助金（追加分）》

項目	内容
対象者	①平成23年3月11日（基準日）以降に、町内に自らが居住する住宅を建設・購入し、被災者生活再建支援金の加算支援金を受給している方 ②山田町被災者住宅再建支援事業補助金を受給していること。ただし、基準日に賃貸住宅に居住しており、大規模半壊の被害を受けた当該賃貸住宅が賃借人の都合等により解体されない、又は県外で被災したため当該補助金を受給できない場合は補助対象となる。 ③建設又は購入した住宅に居住（住民登録）していること。これに加えて、応急仮設住宅入居者は応急仮設住宅を退去又は「応急仮設住宅退去届」を提出していること。 ④災害公営住宅に入居していない、又はしたことがないこと。
補助金	複数世帯：上限100万円 単身世帯：上限75万円 ※1経費（住宅建設費・購入費）から住宅建設・購入の補助金（生活再建支援金の加算支援金、及び住宅再建支援事業補助金）を差し引いた額が上限に満たない場合は、その額が補助額（千円未満は切り捨て）となります。住宅建設・購入の補助金が経費を超えている場合は、この補助金を受給できません。 ※2補助金は世帯ごとの受給となります。ただし、複数の世帯で1棟の住宅を建設・購入している場合は、それぞれの世帯に対する住宅建設・購入の補助金（生活再建支援金の加算支援金、及び住宅再建支援事業補助金）を合算してから※1により補助額を決定します。
対象期間	平成23年3月11日から平成30年3月31日まで ※申請受付は平成25年10月1日からです。
申請方法	町健康福祉課に備え付けてある申請書に必要事項を記入し必要書類と一緒に申請してください。
問合せ先	役場 健康福祉課 福祉チーム（7番窓口） TEL：0193-82-3111（内線：151）

《山田町自力再建者支援事業補助金の対象拡大について》

現行の制度は、山田町住宅再建支援事業補助金を受給していることを要件としていましたが、平成23年3月11日に賃貸住宅に居住していて、大規模半壊の被害を受けた当該賃貸住宅が、賃借人の都合により解体されない、又は県外で被災したため、当該補助金を受給できない場合は補助対象となります。補助金額、対象期間等その他の補助要件はこれまでと同じです。

なお、申請受付は平成25年10月1日からです。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

役場 健康福祉課 福祉チーム TEL：0193-82-3111（内線151）

号外（支援金・補助金特集号）

平成25年9月1日

訂正版

山田町復興まちづくり かわら版



発行・編集：山田町復興推進課

号外（支援金・補助金特集号）発行にあたって

今号外は、平成25年10月1日から実施の住宅再建に係る新規と追加の支援事業補助制度の紹介と住宅再建に係る支援金・補助金を再建パターン別にまとめ一覧表でご紹介します。

町内居住者以外の住宅再建に係る町独自の支援策について

現行の住宅再建等の公的支援制度は、居住する住宅が滅失した場合が要件であり、町内に所有していた住宅が東日本大震災により滅失しても、何らかの理由で町外に居住していた世帯は、「被災者」に該当せず、国や県、町による住宅再建支援の対象にならないこととなっております。

このことから、既存の住宅再建に係る支援制度の対象とならない世帯が、町内に住宅を取得し、定住する場合の経済的負担を軽減することで、定住人口の増加を図る新しい支援制度を実施します。

《山田町被災関連定住支援事業補助金》

項目	内容
対象者	①東日本大震災の発災時に町外に居住していたこと ②所有する居住用資産、又は三親等以内の直系血族が山田町内に所有する住宅（居住用資産）が震災により、滅失（半壊の場合解体）していること。 ③災害危険区域の第1種以外の地域で、定住するための個人住宅を取得し、自ら居住すること。 ④東日本大震災発災時に同一世帯の者、又は再建した家屋と一緒に居住する世帯の者が被災者生活再建支援金（基礎支援金・加算支援金）を受けていないこと ※補助は居住する住宅1棟に対してのみ行います。
補助額	100万円
対象期間	平成23年3月11日から平成30年3月31日まで ※申請の受付開始は平成25年10月1日からです。
申請方法	町健康福祉課に備え付けてある申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に申請してください。
問合せ先	役場 健康福祉課 福祉チーム（7番窓口） TEL：0193-82-3111（内線：151）

住宅再建に係る支援一覧（住宅の再建方法を検討する際の一助としてください）

表中の支援金・補助金受給対象者は震災時に居住する住宅が全壊・大規模半壊・半壊で、滅失もしくは解体し、町内に住宅を新築・購入・賃借する場合と、半壊や一部損壊等で従前住宅を、補修・改修する場合です。

	再建パターン	◆被災者生活再建支援 (加算支援金) ※申請期限H30年4月10日	◆被災者住宅再建支援 (県・町補助金) ※申請期限H29年3月31日	◆被災者住宅再建支援 (町独自補助金①)	◆住宅自力再建者支援 (町独自補助金②) ※申請期限H30年3月31日	★生活再建住宅支援・復興住宅融資・ がけ地近接等危険住宅移転 (利子補給補助金)	★生活再建住宅支援 (利子補給以外)	★被災者再建住居移転もしくは がけ地近接等危険住宅移転 (引越補助金)
住宅を新築・購入する	従前地以外に再建 (従前地が災害危険区域に指定)	複数世帯200万円 単数世帯150万円	複数世帯100万円 単数世帯75万円		土地購入し建築・新築物件購入 100万円 中古物件400万円以上購入 50万円 賃借・贈与の土地に新築 50万円 ※宅地復旧補助を受給している方は受給額が、 50万円に満たない場合、差額を補助します	●新規債務：利子上限708万円 ※申請期限H28年3月31日 ●既往債務：上限は新規債務の借入額、5年間の利子相当額 ※申請期限H29年3月31日	バリアフリー対応 上限90万円 県産材使用 上限40万円 ※申請期限H29年3月31日 宅地復旧 上限200万円 ※申請期限H26年3月31日	上限78万円 ※申請期限H28年3月31日
	従前地以外に再建 (従前地が災害危険区域でない)	複数世帯200万円 単数世帯150万円	複数世帯100万円 単数世帯75万円		土地購入し建築・新築物件購入 100万円 中古物件400万円以上購入 50万円 賃借・贈与の土地に新築 50万円 ※宅地復旧補助を受給している方は受給額が、 50万円に満たない場合、差額を補助します	●新規債務：民間金融機関 利子上限300万円 住宅支援機構 利子上限150万円 ※申請期限H30年3月31日 ●既往債務：上限は新規債務の借入額、5年間の利子相当額 ※申請期限H29年3月31日	バリアフリー対応 上限90万円 県産材使用 上限40万円 ※申請期限H29年3月31日 宅地復旧 上限200万円 ※申請期限H26年3月31日	上限10万円 ※申請期限H29年3月31日
	高台移転 (高台に造成した土地を購入・賃借)	複数世帯200万円 単数世帯150万円	複数世帯100万円 単数世帯75万円	H25年4月1日から実施済の分 複数世帯：100万円 単数世帯：75万円 ※申請期限H29年3月31日	対象外	●新規債務：利子上限708万円 ※申請期限H28年3月31日 ●既往債務：上限は新規債務の借入額、5年間の利子相当額 ※申請期限H29年3月31日	バリアフリー対応 上限90万円 県産材使用 上限40万円 ※申請期限H29年3月31日	上限78万円 ※申請期限H28年3月31日
	事業用地に係る高台移転 (区画整理、津波復興拠点整備、 漁業集落防災機能強化等各事業)	複数世帯200万円 単数世帯150万円	複数世帯100万円 単数世帯75万円	H25年10月1日から実施の追加分 複数世帯上限：100万円 単数世帯上限：75万円 ※申請期限H30年3月31日	対象外	●新規債務：民間金融機関 利子上限300万円 住宅支援機構 利子上限150万円 ※申請期限H30年3月31日 ●既往債務：上限は新規債務の借入額、5年間の利子相当額 ※申請期限H29年3月31日	バリアフリー対応 上限90万円 県産材使用 上限40万円 ※申請期限H29年3月31日	上限10万円 ※申請期限H29年3月31日
	従前地に再建	複数世帯200万円 単数世帯150万円	複数世帯100万円 単数世帯75万円		50万円 ※宅地復旧補助を受給している方は受給額が、 50万円に満たない場合、差額を補助します	●新規債務：民間金融機関 利子上限300万円 住宅支援機構 利子上限150万円 ※申請期限H30年3月31日 ●既往債務：上限は新規債務の借入額、5年間の利子相当額 ※申請期限H29年3月31日	バリアフリー対応 上限90万円 県産材使用 上限40万円 ※申請期限H29年3月31日 宅地復旧 上限200万円 ※申請期限H26年3月31日	上限10万円 ※申請期限H29年3月31日
	区画整理後の換地に再建	複数世帯200万円 単数世帯150万円	複数世帯100万円 単数世帯75万円		50万円 ※柳沢・北浜地区の区画整理事業についてのみ 補助対象となります	●新規債務：民間金融機関 利子上限300万円 住宅支援機構 利子上限150万円 ※申請期限H30年3月31日 ●既往債務：上限は新規債務の借入額、5年間の利子相当額 ※申請期限H29年3月31日	バリアフリー対応 上限90万円 県産材使用 上限40万円 ※申請期限H29年3月31日	上限10万円 ※申請期限H29年3月31日
賃貸住宅に住む	災害公営住宅に入居する	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	上限10万円 ※申請期限H29年3月31日
	民間の賃貸住宅に入居する	複数世帯 50万円 単数世帯37.5万円	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	上限10万円 ※申請期限H29年3月31日
従前住宅を補修する	従前住宅を補修する	複数世帯100万円 単数世帯75万円 ※り災判定区分が半壊、 一部損壊の場合は対象 外です	対象外	対象外	対象外	●新規債務：借入上限額640万円、当初5年間の利子相当額 (金利上限1%) ※申請期限H26年3月31日 ●既往債務：上限は新規債務の借入額、5年間の利子相当額 ※申請期限H29年3月31日	補修 上限30万円 宅地復旧 上限200万円 耐震改修 上限60万円 バリアフリー改修 上限60万円 県産材使用 上限20万円 ※申請期限H26年3月31日 ※補修の支援金は、一部損壊または 半壊で、応急修理制度を利用して いない方が対象です	対象外

注1) 支援金や補助金は要件を満たさないと受給できないものや審査が必要なものもあります。条件によって支給額も決まりますので、詳細はお問い合わせ、相談の上、申請をお願いいたします。

注2) 被災者住宅再建支援(町独自補助金①)は、平成25年10月1日から実施の追加分も加算しています。詳しくは裏面をご覧ください。

注3) がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の詳細についてはかわら版16号の4ページをご覧ください。

注4) 再建パターンによって、申請期限が異なるものがございます。ご注意ください。

問合せ先(申請担当課)

◆印：健康福祉課 福祉チーム TEL：0193-82-3111 (内線151)

★印：建設課 建築住宅係 TEL：0193-82-3111 (内線244、245)